

## 保護司法等の改正内容の第二次愛知県再犯防止推進計画（最終案）への反映について

### 【第二次計画の基本的な方向性】

	改正内容	パブコメ時の記載内容	計画（最終案）への反映
1	—	P2<第二次計画の基本的な方向性> ・更生保護法の改正（2023年12月施行）による地域援助及び刑執行終了者等を対象とした援助の新設や、刑法の改正（2025年6月施行）による拘禁刑の導入など、新たな動きに対応した取組を実施する。	以下のとおり修正する。 ・更生保護法の改正（2023年12月施行）による地域援助及び刑執行終了者等を対象とした援助の新設や、刑法の改正（2025年6月施行）による拘禁刑の導入、 <u>保護司法等の改正（2025年12月成立）による保護司の安全確保策の強化</u> など、新たな動きに対応した取組を実施する。

### 【施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等】

	改正内容	パブコメ時の記載内容	計画（最終案）への反映
1	—	P67【現状と課題】 ・また、2024年5月に滋賀県大津市において、保護司が自宅で殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案を受け、保護司の安全確保に向けた取組の推進が求められています。  ・地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるため、犯罪被害者等への配慮も十分に考慮した上で、県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。	以下のとおり修正する。 ・また、2024年5月に滋賀県大津市において、保護司が自宅で殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案を受け、保護司の安全確保に向けた取組の推進が求められています。 ・ <u>2025年12月に成立した、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律では、保護司の担い手の確保や安全確保が国の責務となり、地方公共団体による保護司や保護司会への協力が努力義務となりました。また、民間企業等が保護司である従業員へ配慮することが努力義務となりました。</u> ・地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるため、犯罪被害者等への配慮も十分に考慮した上で、県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。

### <法改正のポイント1 保護司の適任者確保（より多様な保護司の担い手の確保）>

	改正内容	パブコメ時の記載内容	計画（最終案）への反映
1	○保護司の広報・推薦にあたっての関係機関との連携を保護観察所長の責務として規定 ・保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保護司の推薦を行うに当たり、関係行政機関、地方公共団体等の協力を得て、多様な人材の確保に資するよう努めるものとする。 (保護司法第3条第5項)	P68【具体的な取組】 <u>(名古屋保護観察所)</u> ・特に、保護司の人材確保に向け、保護司制度等について広報活動を行うとともに、各保護区保護司会や愛知県保護司会連合会に対し、保護司セミナー、保護司インターンシップ、保護司候補者検討協議会等の保護司適任者確保や更生保護サポートセンターの活用に向けた助言を行います。	以下のとおり修正する。 <u>(名古屋保護観察所)</u> ・特に、保護司の <u>多様な</u> 人材確保に向け、保護司制度等について広報活動を行うとともに、各保護区保護司会や愛知県保護司会連合会に対し、保護司セミナー、保護司 <u>活動</u> インターンシップ、保護司候補者検討協議会等の保護司適任者確保や更生保護サポートセンターの活用に向けた助言を行います。 ・また、保護司の推薦に当たっては、県、市町村等の協力を得て、 <u>多様な</u> 人材の確保に資するよう努めます。

<法改正のポイント2 保護司の活動環境の改善（国・地方・民間で保護司を支え、安定・継続的な保護司活動の実現）>

	改正内容	パブコメ時の記載内容	計画（最終案）への反映
1	○保護司会等の任務規定の整備 ※保護司会及び保護司会連合会の任務に、保護司の職務に関する研修の機会の提供を追加。 (保護司法第12条第2項第4号、第13条第2項第4号)	P69【具体的な取組】 (愛知県保護司会連合会) ・国及び地方公共団体等と共同で、一人でも多くの方に保護司になつていただけるよう保護司セミナーを実施するとともに、保護司に活動を継続していただけるようその活動支援に取り組みます。	以下のとおり修正する。 (愛知県保護司会連合会) ・国及び地方公共団体等と共同で、一人でも多くの方に保護司になつていただけるよう保護司セミナーを実施するとともに、保護司の活動を継続していただけるよう <u>研修の機会を提供するなど</u> 、その活動支援に取り組みます。
2	○保護観察所長による保護司会等への支援規定の新設 ・保護観察所の長は、保護司会及び保護司会連合会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために、保護司会及び保護司会連合会に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 (保護司法第14条)	P68【具体的な取組】 (名古屋保護観察所) ・保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対して、会議開催や研修及び事例検討会の実施に対する支援を行うことで、更なる活動の推進と連携を図ります。	以下のとおり修正する。 (名古屋保護観察所) ・保護司、保護司会、保護司会連合会、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対して、会議開催や研修及び事例検討会の実施に対する支援を行うなど、更なる活動の推進と連携を図ります。
3	○地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備 ・地方公共団体は、その地域の状況に応じ、保護司等の活動に対して必要な協力をするよう努めなければならない。 ※できる規定から努力義務規定に改正 (保護司法第18条第1項)	P69【具体的な取組】 (愛知県福祉局福祉部地域福祉課) ・名古屋保護観察所に置かれる名古屋保護司選考会への委員参画等、民間協力者の確保に対する協力をを行うほか、更生保護団体への補助を行い、活動を支援します。 ・保護司が面接場所として公的施設を利用できるよう、 <u>市町村等へ配慮</u> いただくよう、周知します。	以下のとおり修正する。 (愛知県福祉局福祉部地域福祉課) ・名古屋保護観察所に置かれる名古屋保護司選考会への委員参画等、民間協力者の確保に対する協力をを行うほか、更生保護団体への補助を行い、活動を支援します。 ・保護司が面接場所として公的施設を利用できるように <u>配慮</u> するよう、 <u>市町村等に周知</u> するなど、保護司等の活動に対しての必要な協力を努めます。
4	○民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設 ・事業主は、その使用者が保護司の職務を円滑かつ効果的に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (保護司法第19条) ・労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことその他保護司であること、保護司になろうとしたこと又は保護司であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 (保護司法第20条)	—	以下のとおり記載を追加する。 (名古屋保護観察所) ・保護司が働きながら活動することができるよう、民間企業等に対し、休暇取得への配慮などについて、関係機関と協力して周知します。

<法改正のポイント3 保護司の安全確保（安全・安心な保護司活動の実現）>

	改正内容	パブコメ時の記載内容	計画（最終案）への反映
1	<p>○保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保護司への支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul> <p>(保護司法第16条)</p>	<p>P68【具体的な取組】 (名古屋保護観察所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司が保護観察対象者と面接を行う際に、自宅以外の面接場所を確保するとともに担当保護司の複数指名を行う等、保護司の安全確保に努めます。</li> </ul>	<p>以下のとおり修正する。 (名古屋保護観察所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司が保護観察対象者と面接を行う際に、自宅以外の面接場所を確保するとともに担当保護司の複数指名を行うなど、保護司が安全かつ安心して活動することができる環境の整備に取り組みます。</li> <li>・さらに、保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価に必要なアセスメントを強化し、再犯リスクに応じて保護観察官の関与を強めるなど、保護司の安全・安心の確保を図ります。</li> </ul>
2	<p>○公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規程の新設</p> <p>※保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、リスクに応じて保護観察官の関与を強める。</p> <p>(更生保護法第64条、第78条の3)</p>		

<法改正のポイント4 その他更生保護制度の充実>

	改正内容	パブコメ時の記載内容	計画（最終案）への反映
1	<p>○更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備</p> <p>※できる規定から努力義務規定に改正</p> <p>(更生保護法第2条第2項、更生保護事業法第3条第2項)</p>	—	取組が網羅されているため、修正しない。